

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（けんか等も該当する場合がある）

津和野小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止に対する基本的な認識

- ・いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるとの認識の共有。
- ・すべての児童が安心できる安全な生活空間、居場所としての学校作り、自尊感情を持つことができる学校生活作りをしなければならない
- ・いじめに対し「未然防止」「早期発見」「早期解決」の3つの柱で取り組む。

学校の教育目標

未来を創る つわのっ子

ともにつくる子 わたしから よりそう子 のびる子



いじめ「未然防止」の取組

- (1) 豊かにかかわり合える学級集団の育成
 - ・親和的、支持的風土の学級づくり
 - ・自己有用感を育む学級づくり
 - ・生活アンケート実施からの振り返り
 - ・学級活動の充実（合意形成と自己決定）
- (2) 児童を見守り、情報共有の場を設ける
 - ・全職員による児童観察
 - ・主任者会、職員会、ケース会
 - ・学年始め、毎週木曜日の情報共有会
- (3) 特に配慮が必要な児童への組織的な対応
 - ・情報共有（生徒指導終礼、ケース会の実施）
 - ・適切な指導と支援
 - ・保護者との連携（スクールカウンセラー）
- (4) 道徳教育の充実
 - ・いじめに関する授業の実施
 - ・人権同和教育に関する授業の公開
- (5) 家庭・地域との連携
 - ・PTA総会、学年懇談会等の機会をかし、児童活の課題を家庭と共有する
 - ・学校運営協議会、民生児童委員、通学の見守り隊等の情報交換や協議

いじめ「早期発見」の取組

- (1) 児童対象の教育相談の実施
 - ・ほっと心はあとアンケートを基にした教育相談（児童対象）
 - ・スクールカウンセラーとの教育相談
- (2) QUの実施
 - ・児童の学校適応感の把握とその支援
- (3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
 - ・教育相談の充実
 - ・保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 教育相談に係る年間計画を策定し全職員が見通しを持って取り組む



いじめは絶対に許されない!

いじめ「早期解決」の取組

- (1) 対応の基本方針
 - ・特定の職員が抱え込まないように組織的に対応する
 - ・迅速な対応（その日の内に方針決定）
- (2) いじめ発生時の対応
 - 【いじめられた児童への対応】
全職員でサポートチームを構築し、解決に向けた支援を行う。（いじめ対策協議会の設置）
 - 【いじめた児童への対応】
自らの行為の責任を自覚させ、継続した指導を行う。
 - 【学校の対応】
保護者に連絡し、課題を学校と共有する。学級での指導の見直しや授業改善を図る。
- (3) 重大事態発生時における対応
いじめ問題対策協議会を設置し、教育委員会、警察署等の専門機関と連携して対応する。
- (4) いじめの解消
いじめの解消は次の2点について継続的に経過観察を行う。最低3か月間。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと※ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案し、総合的に判断する。